

平成29年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成29年 6月13日 午前10:00

○散 会 午後 3:41

○出席議員（20名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 伊 藤 榮 悦
7番 佐 藤 敏 雄	8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武
10番 千 田 正 英	11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子
13番 鈴 木 壮 二	14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄
16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和
19番 鈴 木 斌次郎	20番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 肥田野 耕 二
総 務 部 長 栗 山 隆 昌	市民福祉部長 藤 原 久 基
福祉事務所長 伊 藤 巧	産業建設部長 菅 原 靖 仁
水道局長 村 山 久 尚	教 育 部 長 菅 原 剛
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄
市 民 課 長 菅 生 恵 子	クリーンセンター長 今 井 祐 一
長寿社会課長 仲 山 和 法	社会福祉課長 筒 井 弥 生
健康推進課長 渋谷 豊	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 石 川 学	上下水道課長 児 玉 亮 悦
会計管理者兼会計課長 鑑 孝 子	教育総務課長 渋谷 一 春
学校教育課長 高 桑 博 幸	幼児教育課長 宮 崎 久 春
文化スポーツ課長 櫻 庭 仁	代表監査委員 渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博

議会事務局次長 伊 藤 国 栄

平成29年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成29年 6月13日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 市長所信表明
- 日程第 5 報告第 3号 平成28年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第 6 報告第 4号 平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費
繰越計算書について
- 日程第 7 議案第35号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第 8 議案第36号 工事請負契約の締結について（天王南中学校大規模改修工
事）
- 日程第 9 議案第37号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）に
ついて
- 日程第10 議案第38号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第39号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第12 議案第40号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第13 議案第41号 平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第14 議案第42号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第15 予算特別委員会の設置について

- 日程第 1 6 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 1 7 同意第 4 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 8 同意第 5 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 9 同意第 6 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 0 同意第 7 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 1 同意第 8 号 潟上市監査委員の選任について
- 日程第 2 2 同意第 9 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 同意第 1 0 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 同意第 1 1 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 同意第 1 2 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 同意第 1 3 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 同意第 1 4 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 同意第 1 5 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 同意第 1 6 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 0 同意第 1 7 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 1 同意第 1 8 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 2 同意第 1 9 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 3 同意第 2 0 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 4 同意第 2 1 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 5 同意第 2 2 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 6 同意第 2 3 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 同意第 2 4 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 8 同意第 2 5 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 9 同意第 2 6 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 0 同意第 2 7 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 1 同意第 2 8 号 潟上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 2 選挙第 1 号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 4 3 選挙第 2 号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について

- 日程第 4 4 陳情第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 4 5 陳情第 4 号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情
- 日程第 4 6 陳情第 5 号 天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。また、傍聴者の皆さん、早朝より誠に
ご苦勞様でございました。多数の傍聴においでくださいます、本当にありがとうございます。
皆様より、時間の許す限りごゆっくりご清聴くださるようお願い申し上げます。
ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成29年第2回潟上市議会定例会を開会しま
す。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、8番藤原典男議員、9
番西村 武議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間としたいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） したがって、会期は本日から6月27日までの15日間に決定致しまし
た。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読を省略致します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（藤原幸雄） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。11番戸田議会運営委
員長。

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を致します。

議会運営委員会は6月2日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副
議長、当局から市長並びに説明員として総務部長の出席のもとに開催しております。

6月9日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、19日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第3号及び報告第4号については、本日の本会議にて報告、議案第35号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第36号の工事請負契約締結については、本日の本会議にて審議、議案第37号から議案第42号までの各会計の補正予算（案）は、設置予定の予算特別委員会へ付託、同意第4号から同意第28号までについては、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしてありますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については、9名の通告者がありました。

抽選の結果、6月15日木曜日の1番目に12番菅原理恵子議員、2番目に9番西村 武議員、3番目に3番佐々木嘉一議員、4番目に14番佐藤義久議員、5番目に17番伊藤正吉議員、6月16日金曜日の1番目に4番小林 悟議員、2番目に13番鈴木壮二議員、3

番目に8番藤原典男議員、4番目に7番佐藤敏雄議員となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも6月19日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

選挙管理委員及び補充員の選挙について申し上げます。

選挙管理委員及び補充員が平成29年6月26日をもって任期満了となるため、後任者を選挙するものであります。本日の日程として取り扱い致します。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について申し上げます。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことにより、議員の選挙を行うものであります。本日の日程として取り扱い致します。

次に、議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、視察先・研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続きをするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

【議会改革推進会議の報告】

○議長（藤原幸雄） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。3番佐々木 議会改革推進会議委員長。

○議会改革推進会議委員長（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。

議会改革推進会議の報告を致します。

議会改革推進会議では、議員定数と議員報酬の改正について協議・検討を重ねております。

人口減少に伴い、県内他市議会でも定数削減や報酬見直しが進められている状況であり、議会改革推進会議においても検討項目となっております。議員の任期が平成30年2月21日までとなっておりますので、次の一般選挙まで方向性を示したいと考えております。

議員定数並びに報酬の改正は、定数条例や報酬等に関する条例、委員会条例の改正とも関連があります。加えて議会運営基準や申し合わせ事項の確認、さらには第三者機関である報酬等審議会への諮問や、選挙管理委員会との協議などが必要であります。また、

市当局とも調整が必要となってまいります。

なお、去る5月16日に第1回の会議を開催し、スケジュール及び検討するための資料の確認・精査をすべく、現在その作業に取りかかっております。この後、素案ができ次第、皆様にご報告し協議・検討を重ねてまいります。

条例改正については9月定例会を目指しておりますので、皆様のご理解、ご協力を切に宜しくお願い申し上げまして、私の報告と致します。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長所信表明】

○議長（藤原幸雄） 日程第4、市長の所信表明を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本日ここに、平成29年第2回定例会を招集致しましたところ、議員各位には、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

このたびの4月9日執行の潟上市長選挙におきまして、多くの市民の皆様からのご支援を賜り、潟上市政の運営を担うことになりました。このことは身に余る誉れであると同時に、改めてこの職責の重さを痛感しているところであります。市民の皆様、議員各位には、格別のご指導とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

潟上市は、県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せ持った、住みやすいまちであります。また、チャレンジ精神を持って意欲的な取り組みを行っている方々が多く、市民の中にはお互い様の精神で支え合う気風も健在であります。

潟上市政運営の基本理念である「参画」と「協働」を私の市政においても踏襲するとともに、第2次潟上市総合計画に基づいた諸施策を市民・市議会・行政の「チームかたがみ」で推進していくことにより、みんなが幸せを実感できるまちを目指してまいります。

次に、私が今後取り組む重点政策及び主な取り組みについて申し上げます。

1点目は、子育て支援・教育の充実についてであります。

昨年3月に策定した潟上市教育大綱では、「市民の豊かに生きる力を育成し、生涯にわたり切れ目のない学びができる潟上市を目指す」という基本方針を定めております。この方針に基づき、社会を生き抜く力の確実な育成、活力あるコミュニティの形成、そして、学びのセーフティネットの構築を進めることに取り組んでまいります。また、生涯の学びの基礎をつくるのは幼児教育・義務教育であり、その環境の充実は子育て支援

にもつながるものでありますから、就学前から小・中学校の教育には特に力を注いでまいります。

それでは、具体的な取り組みの1つ目『待機児童対策と幼児教育の充実』について申し上げます。

待機児童の解消につきましては、本市における重要課題の一つとして、早期解決に向けた取り組みが必要であります。

待機児童発生の主な要因は保育士不足であることから、本市独自の保育士確保策をあらゆる角度から検討し、待機児童の解消に努めてまいります。さらに、配置基準により不足している保育士や障がいを持つ児童の受け入れのための保育士加配につきましては、保育環境や個々の児童が抱える課題を総合的に判断し、保育士と同等の知識や経験を有する「みなし保育士」などの配置による対策を検討してまいります。

一方、教育保育内容につきましては、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」の改訂の方向性を見据え、子ども主体の遊びや活動を通して自ら「学ぶ」姿を支え、知識の獲得や思考の働きを高めるための日々の実践を大切にしたい園づくりを進めてまいります。

さらに、ゼロ歳から2歳までの家庭や園での乳幼児教育を土台に、小学校就学を意識した幼児教育に努め、幼児期に育てた力を引き継いで伸ばすための小学校との相互連携事業の取り組みを図るとともに、家庭を核として、園、地域、教育・保健福祉行政がともに手をつなぎ、児童の成長過程において一貫した支援をするための体制づくりを強化してまいります。

これらの具現化の一環として、旧昭和庁舎を認定こども園として利活用し、子育て支援の拠点施設として平成30年4月のオープンを目指して整備致します。この昭和こども園（仮称）は、昭和中央保育園、昭和東保育園及び昭和西保育園の3園を統合し、将来的に幼保連携型認定こども園として更なる幼児教育と保育の充実を図るもので、本市の喫緊の課題となっている待機児童の解消とともに、子育て世代の多様なニーズへの対応や、子どもを取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応する子育て支援の取り組みを充実するため、一時保育事業や子育て支援センター事業の拡大も同時に進めていくものであります。

なお、本定例会には施設の改修工事費等の関係予算を計上しているほか、旧昭和庁舎のこども園への改修に伴い、現在の昭和出張所を同敷地内にあります「介護予防セン

ター」内に移転するための経費も計上しております。

取り組みの2つ目『地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）の推進』について申し上げます。

コミュニティ・スクールの推進方針を本年度末までに示し、平成30年度には学校運営協議会の設置を目指します。未来を担う子どもたちに質の高い教育を提供できる環境の整備を進めるとともに、地域とともにある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域社会との連携のもとでの学校経営の活性化と地域の人材の活躍の場を創出する潟上市の独自性を出した教育改革を進めてまいります。

2点目は、地域福祉の充実についてであります。

すべての市民の皆様が地域社会で安心して暮らすことができるよう、関係団体や市民の皆様との連携を図り、地域を支える体制を強化し、地域福祉活動の充実を図ってまいります。

それでは、具体的な取り組みの1つ目『健康寿命の延伸』について申し上げます。

日本全体で高齢化が進み、社会を支える世代が減少傾向にあります。そのため、高齢者が社会を支え、また現在社会を支えている中高年の世代が生涯現役で活躍することが求められております。

生涯現役であるためには、健康を保ち、生きがいを持てるよう、生涯学習教室の開催や自治会を中心とした地域活動やボランティア活動を推進し、市民がいきいきと元気に過ごせるような環境づくりを継続していく必要があります。

また、健康で長く暮らすために、「自分の健康は自分で守る」との意識づけと生活習慣の改善や健診の受診勧奨を推進し、若い世代から健康に関心を持ち、運動を習慣づけることで健康寿命の延伸を図ることが重要であります。

八郎潟ハイツ跡地に整備する「防災・健康拠点施設」は、まさにこの活動の中核を担う施設であり、自主防災組織の育成や住民の防災意識の向上等に加え、若い世代を含む幅広い世代の方々が健康づくりに積極的に取り組むことができる環境を整えることにより、安全・安心で元気な地域となることを目指すものであります。

なお、この拠点施設の整備につきましては、平成30年度中のオープンを目指し、本定例会に建設工事費等を計上しております。

取り組みの2つ目『高齢者のための政策充実』について申し上げます。

高齢者福祉に関しましては、元気な高齢者が生きがいをもって充実した生活を送るこ

とができる地域社会の創出が重要であります。そのため、高齢者と若い世代の人々がお互いに交流し支え合い、生きがいを感じることでできる場の提供と併せ、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築と充実に努めてまいります。

また、高齢者がこれまで培ってこられた知恵と経験を地域社会の中で生かせるよう、高齢者のための政策を充実させるための会議の開催等を検討してまいります。

3点目は、産業の振興についてであります。

産業振興は、市民生活の向上はもとより、地域社会づくりを推進する基盤であり、また、自治体運営を行う上での財源確保という観点からも重要な課題であると考えております。

それでは、具体的な取り組みの1つ目『農林漁業の10次産業化』について申し上げます。

本市には全国的にも誇れる農林水産物があります。その生産を生業とする優秀な農林漁業者が活躍されています。近年、本市でも地元産の農林水産物を加工し販売しようとする、いわゆる6次産業化の動きが見られるようになってまいりました。まずは、この6次産業の基盤・環境構築に全力を傾注してまいります。

また、現在「潟上産ふぐ」のブランド化を目指す動きがあります。本定例会に「潟上天王ふぐ販売促進協議会（仮称）補助金」を計上しているように、この活動を応援しつつ、その先には、6次産業に観光目線の戦略を加えた「10次産業化」の可能性のあることを見据え、今後もこうした取り組みを積極的に支援してまいります。

取り組みの2つ目『起業支援の充実』について申し上げます。

近年、若年層を中心とする起業志向の高まりから、インキュベーション施設の設置や各種制度の創設・拡充等による起業支援の機運が高まっております。国や地方自治体、金融機関などで起業支援制度を確立する動きが見られ、本市においても秋田信用金庫を中心に設立した「あきた創業サポートファンド」に出資し、周辺市町村との広域による支援体制を構築しております。

今後も、市内企業や商工会等による連携を通じ、起業希望者の状況や制度的な需要を把握し、潟上市としての起業支援施策の確立に努めてまいります。

取り組みの3つ目『観光資源のネットワーク化の促進』について申し上げます。

本市の観光は、秋田市や男鹿市への通過型観光となる傾向があります。このため周辺

市町村との連携を図り、観光情報の発信や観光イベントの実施などを通じ、広域観光ルートを含めた観光資源のネットワーク化を進めてまいります。また、このようなソフト面での戦略のほか、観光客目線での施設整備も検討し、長時間滞在の実現を目指してまいります。

4点目は、環境の保全についてであります。

本市は、良質な地下水、暮らしと文化を育んでくれた八郎湖、日本海、緑あふれる出羽の山々など豊かな環境に恵まれております。こうした魅力ある環境を守り育てるため、潟上市環境基本条例では、「市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していく」ことを基本理念に掲げており、この理念を実現するための事業を推進してまいります。

それでは、具体的な取り組みの1つ目『八郎湖の環境保全対策の推進』についてであります。

八郎湖の水質は、全国189湖沼中、ワースト8位、平成27年度調べておりますが、となっており、さまざまな対策を講じているものの、根本的な湖内の浄化には至っておりません。

本市では、「八郎湖周辺クリーンアップ」や馬踏川大橋からクリーンセンター方面の堤防沿いに菜の花を植栽するなど、環境美化を通じて八郎湖の環境保全に対する市民の意識向上を図っているところであり、今後もこれを継続してまいります。また、八郎湖の環境を保全する取り組みにつきましては、引き続き県及び流域市町村と連携・協力して実施してまいります。

取り組みの2つ目『潟上市景観条例の検討』について申し上げます。

本市は、自然環境豊かで良好な景観に恵まれた田園都市であります。「豊川地域」は、近代化産業遺産の豊川油田跡など歴史的・文化的な資源と自然が調和した豊かな田園風景が広がる地域であります。さらに、「飯塚地域」の小玉醸造株式会社付近の景観、また、出羽丘陵が織りなす四季折々の色彩が大堤に鏡のように映り、さまざまな野鳥が飛来する「金山地域」の里山の自然環境も未来に残したい大切な風景であります。

このような本市が有する自然、歴史、文化等の地域の特性と調和した景観は、市民の生活環境に潤いと安らぎを与え、個性的で活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、将来にわたる市民共通の財産であると考えております。

行政、市民、関係機関等さまざまな主体の協働のもとに、本市の景観に対する共通認識を深め、守り育て後世に伝えていくべき景観の保全形成を促進するため、「潟上市景観条例」の制定を検討してまいります。

市政運営の基本姿勢（対話と交流）について申し上げます。

潟上市の市政運営における最高規範「潟上市自治基本条例」は、まさに「市民がまちづくりの主人公」であることを体現した、市民が主体となり議会と行政が一体となって制定した条例であります。その根幹となる考え方は、「市民参画」と「協働」であります。

未来に続く今を見据え、市民と行政が協力し合い、お互いの知恵や資源を出し合っって描く「夢」には多様なものがあるはずであります。行財政状況が厳しい時代が今後も続くことは容易に予想できますが、このような時代だからこそ、地域で暮らす人々の思いと夢と誇りを重ね合わせ、みんなでこのまちの未来をつくり上げていかなければなりません。

行政が抱える課題は、少子高齢化、防災、防犯、産業振興、子育て支援をはじめ多岐にわたります。これまで培ってまいりました「市民力」は本市の強みであり、この市民力をもとに、対話と交流を活発化させれば「渦」（対流）が起こります。その渦（対流）こそが諸課題の解決につながり、現状を打破していく原動力と考えております。対話と交流を通して、すべての市民が活躍し、みんなが主人公となる「チームかたがみ」を目指してまいります。

政策決定のプロセスに関しましては、市長のリーダーシップはもちろん必要ではありますが、市民の皆様や議会との合意形成のあり方として、しっかりと説明責任を果たしていくことが重要であると考えます。市民の皆様から負託いただいたことに感謝しつつ、対話と交流をベースに市政運営にあたっておりますので、市民の皆様、また議員各位におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の所信表明と致します。

次に、諸般の行政報告について申し上げます。

はじめに、強風による被害状況について申し上げます。

4月17日夜から18日にかけて、発達した低気圧の通過に伴い、県内の沿岸部を中心に強風に見舞われ、本市でも被害が発生しております。

農業施設では、市内全域でパイプハウス86棟に被害があり、被害金額は約1,100万円

となっております。市民の住家等では、住家10軒と非住家8軒に部分的に屋根の剥離などの被害があり、男鹿地区消防署及び湖東地区消防署が出動し、2次被害防止のための対応をしております。また、市所有の施設等については、昭和大型車庫のシャッター破損や若竹幼児教育センターのプレハブ物置の倒壊など、12カ所で被害があり、被害金額は約300万円となっております。

これらへの対応は、急を要することから災害復旧費の予算を執行し、早期に復旧作業へ着手致しました。

なお、災害復旧費の予算をほぼ使い切ったことから、今後の災害に備えるため、本定例会に補正予算を計上しております。

次に、「潟上市公共施設等総合管理計画」の策定について申し上げます。

高度成長期に建設された多くの社会インフラや公共施設等が更新時期を迎え、厳しい財政状況が続く中、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

このような状況を受け、本格的かつ持続的な公共施設等のマネジメントに取り組むべく、国では「インフラ長寿命化基本計画」を示すとともに、これに伴う自治体の行動計画として公共施設等総合管理計画の策定を要請しております。

本市でも平成27年度から市内での検討を進め、今年3月に「潟上市公共施設等総合管理計画」を策定しております。本計画では、建物系施設の総量を今後10年間で5%抑制する目標を掲げており、今後個別に策定する施設種類ごとの計画において、具体的な整備方針を定めることとしております。本市の公共施設においても「選択」と「集中」により、今後の行政サービスの維持に努めてまいります。

次に、防災訓練について申し上げます。

昨年3月に見直しが行われた「秋田県津波浸水想定」に基づく最大規模の津波発生時に迅速かつ的確に避難できる能力の向上と、関連するあらゆる災害に対応できる体制の確立を図るため、5月26日の県民防災の日に合わせて潟上市総合防災訓練を実施致しました。本年度は津波避難訓練に加え、地震により火災が発生したとの想定のもと、天王コミュニティ防災センター、昭和中央保育園敷地内での火災消火訓練及び飯田川金山大堤地区内での積み土のう工訓練も行いました。

今後も、自然災害や火災などの災害発生時に迅速かつ円滑な避難及び災害緊急活動が実施できるよう、防災関係機関の相互協力体制の確立と、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚並びに地域防災力の強化を図ってまいります。訓練に参加、ご協

力いただいた市民のほか、関係各位に心から感謝申し上げます。

次に、市の健康づくり計画である「健康かたがみ21第2期計画」の中間評価について申し上げます。

本計画は平成25年から10年間の計画期間であり、本年度が中間評価の年度となっております。中間評価を行うため、現在、幼児の保護者から成人まで約3,000人を対象に「健康と食生活に関するアンケート調査」を実施しております。このアンケート結果をもとに、現計画の目標達成状況などの検証を行ってまいります。

次に、母子保健対策について申し上げます。

虫歯予防対策と致しまして、昨年度から幼児を対象に歯科医療機関でフッ化物を塗布し、歯質の強化に取り組んでおりますが、本年度からは小学3年生までを対象に助成範囲を拡充しております。

また、新生児聴覚検査の初回検査及び再検査となった検査費用の全額助成を本年度から実施し、新生児の聴覚に関する異常の早期発見と早期療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限に抑える取り組みを進めております。

不妊治療費助成事業につきましては、不妊治療費を全額助成とし、利用者の更なる負担軽減を図っております。なお、昨年度は37組のご夫婦が本事業を利用し、10人が出産、現在5人が妊娠中であります。平成22年度の助成開始以降、これまで50人の出産があり、不妊に悩む夫婦にとって希望の持てる事業となっております。

次に、子どもの貧困対策整備計画の策定について申し上げます。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び平成28年3月に策定された「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を受け、本市では、貧困の状態にある子どもが健やかに育成されるよう実態把握を行うとともに、子育て世代を取り巻く環境の整備、教育の機会均等を総合的に推進するため、今年3月に「潟上市子どもの貧困対策整備計画」を策定致しました。

子どもたちを取り巻く環境や社会情勢は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていくことが推測されることから、今後も必要に応じて実態把握を行うとともに、柔軟に計画を見直しながら進捗管理を行ってまいります。

次に、出産祝い金の支給状況について申し上げます。

本市では、昨年4月より子どもを産み育てやすい環境づくりの一環として、第3子以降の出産に対し、出産祝い金を支給しております。支給額は、第3子・第4子は30万円、

第5子は50万円であり、今年3月末日現在の支給状況は、第3子が27人、第4子が2人、第5子が1人で、合計30人に支給しております。なお、平成28年度の本市の出生数は204人であり、第3子以降の割合は17.2%となっております。

今後とも、多子世帯の経済的な負担軽減と次代を担う児童の健全な発育と福祉の増進に努めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況について申し上げます。

播種作業については、4月第2週から第3週に最盛期を迎えております。苗の生育は、播種後、強風によるハウス被害が発生したものの、簡易的に保温管理に努めたため大きな影響はなく、また、播種後は気温が例年より低く推移したため、高温障害等の発生も少なく比較的順調に生育しております。田植え作業は5月3日頃からのスタートで、最盛期は例年と同じ5月中旬となりました。今後は、初期生育を確保するための適正な水管理及び病害虫の発生を防ぐための予察等を行い、関係機関等と連携して指導してまいります。

果樹の和梨については、主力品種の幸水は平年並みの5月3日に開花しております。また、4月27日の降雹で、天神下・出戸地区の一部で雹害が発生しており、現状では果実への影響はほとんど確認されていないものの、果実肥大とともに被害があらわれる可能性があるため、経過観察するとともに、今後は早期摘果を促し、大玉生産に向け指導してまいります。

花卉の輪菊・小菊については、お盆向けの定植が5月上旬に終了しております。定植後、比較的好天が続き、平年よりやや早めに生育しているため、6月中旬頃から始まる出荷にあたっては市場の要望に応じた適期適量出荷に努めるとともに、病害虫防除等を徹底し、良質生産に向けた指導をしてまいります。

なお、園芸メガ団地も生産3年目となり、本年度からは反収及び品質の引き上げを目標とし、また、後継者育成への先駆けとなるよう、関係機関と連携し指導してまいります。

枝豆については、4月下旬より順次播種を開始しております。天候が不安定だったため播種作業に若干の遅れが生じたものの、その後は順調に推移しております。今後はマルチ資材等の使用による出芽率向上と、初期生育確保に向けた管理の励行に努めてまいります。

ネギについては、夏ネギの定植作業が3月下旬から始まり、4月中旬には全生産者の定植が終了しております。定植後の気温の低下により生育が若干遅れ気味となっておりますが、今後の水管理で生育の遅れを取り戻すとともに、病害虫、除草対策などの管理を励行してまいります。

次に、共通商品券事業について申し上げます。

地元購買力の拡大と地域経済の活性化を目的に、本年度も引き続き商工会との連携のもと、プレミアム付き商品券を発行致します。

本年度の販売については、昨年度と同様とし、内容については額面1,000円の商品券11枚・1セットを1万円で販売するもので、販売総額は1億1,000万円となります。

次に、企業誘致について申し上げます。

本市の誘致企業でありますフカイ工業株式会社の昭和工業団地における第5工場増設工事が今年3月24日に竣工し、新工場の操業を開始しております。第5工場の増設及び機械設備の導入や用地取得については、約4億4,700万円の事業費となっており、新たに10名以上の雇用を生んでおります。

なお、工場の本格稼働に伴い、潟上市工場等設置奨励条例に基づく助成金の補正予算を本定例会に計上しております。

次に、市道の整備について申し上げます。

市道整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し事業の推進を図っております。

道路改良事業の「大豊小学校線」については、橋梁上部工の床版製作・運搬・架設及び道路工の付帯構造物設置を実施し、平成31年3月の完成を目指しております。また、平成27年度からの継続事業である「天王大久保線」については、舗装補修を引き続き実施致します。さらに、橋梁長寿命化事業として「干拓2号橋」の補修工事と「馬踏橋」の詳細設計を実施するほか、「二田大崎線」及び「大清水下谷地線」の舗装補修にかかわる用地測量を実施致します。

このほかにも市道の舗装補修を重点的に行い、市民の安全な道路利用の確保と通学路の安全対策を実施してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、学校施設整備について申し上げます。

児童生徒の学校生活の安心・安全を確保するため、計画的な施設整備を進めておりま

す。本年度は大豊小学校の大規模改修に向けた実施設計を行うほか、天王南中学校大規模改修工事の契約議案を本定例会に提出しております。

学校施設は非常災害発生時の地域住民の避難所として果たす役割も大きいことから、今後も計画的に施設の整備を実施してまいります。

次に、チャレンジデーについて申し上げます。

5月31日、本市としては5回目となる「チャレンジデー2017」に参加しております。今年度は、全国で128自治体、県内では昨年につき25市町村すべてが参加して行われ、本市は福島県伊達市と対戦致しました。

本市では、これまで同様勝敗にこだわらず、参加率50%以上を目標に掲げ、各種団体や関係各位へ参加協力をお願いしたほか、主催事業としてレクリエーション体操やペタンク講習会、協賛事業のグラウンドゴルフ交流会や買い物ウオーキング、さらに新たに企画しました対戦相手の特産品の抽選などを実施した結果、最終参加者数は2万1,001人、参加率は62.8%で金メダルを獲得することができました。なお、対戦相手の伊達市の参加率は32.6%でありました。

議員各位をはじめ、参加した市民、関係団体に厚く御礼申し上げるとともに、このチャレンジデーを契機に、一人でも多くの市民が継続的な運動に取り組み、健康に対する意識の高揚につながることを期待するものであります。

次に、本市における現金保管状況について申し上げます。

地方自治法により、「歳計現金は最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とされており、本市ではこれまで、金融機関への定期性預金により歳計現金と基金積立金を保管・運用してまいりました。しかし、日銀のマイナス金利政策の導入による金利低下により、金融機関への預金のみでは利息収入、財産運用収入の激減が見込まれることと、財政事情の厳しさを反映して歳計現金、基金積立金をできるだけ有利に運用すべきであるとの機運も高まっていることから、本市においても昨年度より基金積立金の債券運用を開始しております。

運用の内容は、財政調整基金のうち1億円を債券購入に充て、今年3月に「秋田県平成28年度第1回公募公債」を購入しております。運用期間は10年間、利率は年0.205%で、これにより年間20万5,000円の運用収入となり、定期性預金と比較しますと約8倍の運用収益が見込まれます。公金運用は高い安全性が絶対条件でありますので、今後も財政規模に見合った無理のない運用により、収益の確保に努めてまいります。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約163億1,700万円、歳出決算見込額約156億600万円、歳入歳出差引見込額約7億1,100万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約5,700万円を差し引いた実質収支見込額は、約6億5,400万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億2,800万円、介護保険事業特別会計で約2億7,300万円、下水道事業特別会計では約5,800万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。企業会計であります水道事業会計は、4,532万円の純利益となっております。

以上が平成28年度各会計の決算概要であります。現在計数整理中でありますので、概要にとどめております。

本定例会には、平成28年度潟上市一般会計予算ほか1件の繰越明許費繰越計算書の報告、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）、天王南中学校大規模改修工事の工事請負契約の締結、平成29年度潟上市一般会計など6件の補正予算（案）、人事案件として固定資産評価審査委員会委員3名の選任について、教育委員会委員1名の任命について、監査委員の選任について、農業委員会委員20名の任命についての案件を提出しております。

以上が所信表明及び行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。ご審議を賜りご賛同くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸雄） これで藤原市長の所信表明を終わります。

11時まで暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

【日程第5、報告第3号 平成28年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について 及び 日程第6、報告第4号 平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（藤原幸雄） 日程第5、報告第3号、平成28年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について及び日程第6、報告第4号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを一括議題と致します。

報告第3号及び報告第4号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

栗山総務部長。

(「議事運営」の声あり)

○議長(藤原幸雄) はい、2番。

○2番(堀井克見) 一般会計にかかわることと特別会計にかかわることと、繰越明許はよろしいんですが、一括上程という話がありましたが、単行案として処理すべきでないですか。その根拠は、どういう理由で一括上程になったんですか。会計が全く違うわけでしょ。

○議長(藤原幸雄) 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○議長(藤原幸雄) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これは、一つずつやっても結構でございます。したがって、一つずつ切り離して質疑応答してよろしゅうございます。

○2番(堀井克見) 単行案として処理しますということで。

○議長(藤原幸雄) はい、ということです。

それでは、栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) それでは、第2回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第3号、平成28年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

2ページでございますが、平成28年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業258万3,000円でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費の経済対策臨時福祉給付金給付事業1億2,458万2,000円、地域介護・福祉空間整備事業74万9,000円は、平成28年度の国の補正予算によ

るもので、防犯対策強化事業として特別養護老人ホーム1施設の防犯カメラ設置に対し補助金を交付するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費の農業基盤整備促進事業5,818万1,000円は、平成28年度の国の補正予算によるもので、農地の区画拡大や暗渠排水を整備するものでございます。2項林業費の高能率生産団地路網整備事業157万2,000円、3項水産業費の水産業競争力強化施設整備緊急対策事業3,105万円は、漁獲物蓄養施設及び築磯施設を整備するものでございます。

次に、8款土木費第2項道路橋梁費の市道整備事業5,900万円は、平成28年度の国の補正予算によるもので、馬踏川大橋補修事業でございます。3項河川砂防費の急傾斜地崩壊対策事業44万7,000円。

次に、10款教育費3項中学校費の天王南中学校大規模改修事業6億1,493万2,000円でございます。

以上の事業合計8億9,309万6,000円を平成29年度に繰り越ししたものでございます。主な財源と致しましては、国・県支出金3億2,197万8,000円、地方債5億1,420万円でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから報告第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） ちょっとお尋ねしたいことがありますけれども、3款民生費の経済対策臨時福祉給付金の給付事業、これが国から1億2,457万5,000円が入らないということで未実施になって繰越明許されるということで、この見通しを、いつ頃国から入って、いつ頃給付されるのか、このことについて1点お尋ねしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

ご承知のとおり、この経済対策の臨時給付金の給付事業でございますが、昨年の12月の補正、国による補正を受けて当潟上市でも12月補正をしたわけでございます。この受け付けについては、先般の4月1日から順次受け付けを開始してございまして、財源につきましても国の100%補助となっておりますので、今回の給付金は29年の4月1日から2年と半年分ということの最終の給付金の事業となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） 部長の説明は、現在が4月1日からの受け付けをし、調査の結果でなければということになるとすれば、いつ頃要するに給付されるか。いつといつといつ、2年半分だということでありませぬ。そのことを聞きたいわけでは。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 11番戸田議員の質問です。

個人への給付でしょうか。

○11番（戸田俊樹） はい。

○福祉事務所長（伊藤 巧） はい。今現在4月末までのデータ入力になされてございませぬので、最短でも1カ月はかかる作業となっておりますので、若干のご猶予をいただきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） それと最初に言ってるのは、国からまだ入らないわけですから、いつ頃入るのか、もう既に入ったのか、それも聞いておりますのでご答弁をお願いします。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 歳入に関してのお尋ねということですが、歳入に関しては今後入ってまいります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 戸田議員よろしゅうございますか。

ほかにございませぬか。1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） ちょっと私わからないので伺いますけども、教育費の天王南中学校の大規模改修事業なってますけども、これ私の調べる範囲内ではむつみ建設ということになっておりますけども、まず億単位だとA級とかってこうなるわけですけれども、B級・C級の場合はどういうふうになってるのかと。というのは、私はこの鴻上市の業者、まだたくさんおるとおもいますが、そこら辺のところ、どういうふう、業者育成のためにはどういうふう考えておるのかなということをお伺いしたいんですけども。そこら辺のところ。

○議長（藤原幸雄） 1番鑑議員にお答えします。このことは契約ですから、後ほど質問してください。宜しくお願いします。

ほかにございませんか。2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 繰越明許ということで、ご案内のとおり2款から10款までと各般に及んでメニューが非常に多いということでもあります。トータル的には8億9,000万円、9億円になんなんとする多額の予算が繰越明許で。繰越明許っていうのは年度内にできないものを繰越明許という許可をいただいて、年度を超えて事業を進めていくということなんですね。それは良しとして、私やはりね、潟上市の職員というのは、職員300弱いるんですが、一つの傾向として、国の予算措置ということでやむを得ないところもあるという側面は理解できますが、もう9億円にも及ぶね各般の事業があるとすればですよ、新年度が既に始まっているわけですよ。29年度。3月に骨格予算、今回の肉づけで。そういう中で、限られた職員数の中でこれをどういうふうにして首尾よくフォローしていくのか。繰越明許になった予算9億円弱というものは、当然職員が目利き管理をしていくということになりますと、いわゆるかぶりの部分が出てきますよね。そうしたときに、地方自治体の予算執行とか決算というのは単年度主義というのはこれ原理原則ですから、以前と比べて、これは恐らく国の予算措置だということでも今答弁くるとは思いますけれども、ただこういうものがね、もう通年的に続くとするならば、やはりそれに対する受ける側の潟上市のシフトの敷き方もある程度考えていかないと、事業がどこでやはりくぐっていくのかということになりますので、まさに管理等々において、まあ怠慢さが出てくるとは言いませんけれども、やはり今年度と要するに繰越部分のやはりだぶりの部分ということで、私は大変な職員の皆さんも心労なり職務体制になってるんじゃないかなというふうに危惧するわけなんですよ。ちょっと切り口がちょっと変だかもしれませんが、その点についてはそういうふうな体制というものを心得てやっているのかどうかということ。今前段で申し上げましたけれども、個人番号カードから始まって天王南中学校の改修工事まで、今、今議会において恐らく請負締結の議案出てますけれども、まさにこれから学校の改修工事が始まっていきますと、1カ月、2カ月の短期間でできるはずもないんですよ。秋口までかかるかもしれない。そうすればもう、今年度の予算がまたかぶってくる。ですから単年度予算という原理原則からいくと、誠にね摩訶不思議な状態がもう通年的に続くというふうになりますので、こういうものに対して限られた職員数、それに対するシフトというものを明確にしていけないと、今、戸田議員の方からも質問あったけれども、入ってくるのもいつかもわかんないね、繰越明許になった時点はいつの時点で終わるかも、なかなか説明できないでしょ。だとするならば、チェッ

クする我々議会、議員側としては非常にわかりにくい。そのうちもう9月になりますと去年の決算という形できますから、少なくとも出納閉鎖のあたりまでの中できちっと明確にそういうふうなものがされていないと、当局としても大変な心労等々あるんじゃないかなというふうに思いますので、それに対する対策というのはどのように考えになっておるのか、ひとつお示しいただければと思いますがいかがですか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 今の堀井議員のご質問にお答え致します。

確かにおっしゃるとおり、国の補正ということになるわけですが、すべて経済対策という形でほぼ事業が国の方から下りてきます。それに伴って、年度末に近いということもございますので、どうしてもこれは繰越明許という形になってくるのがここ数年来の傾向と捉えております。確かに限られた人員の中でこれ事業推進しておりますので、確かにおっしゃるとおり担当課については、この事業とともに今年度の事業も執行していくわけでございますので、大変な部分、確かにございます。ですから我々としても、その辺の職員管理のところでは十分注意してまいりたいと思いますが、何分にも限られた人員の中でございますので、今のところはそちらの方にこう人員配置を手厚くするというようなことにはどうしてもいけない事情が今のところはございます。ただ今後は、そういうことも十分検討してまいる必要があるかなと思っております。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 今、総務部長から、今後そういうふうな背景があるということの説明。適時に対応していきますというふうなことで理解はできました。私ね、やはり国の予算措置に伴う絶対的な要因があるんだということも理解できますが、ひとつちょっとひねって考えてみますと、学校改修事業なんていうのはずっと通年的に続いてますよ。今年天王南やって、来年大豊小学校やれば、大体一巡かなというふうな感じなんです、予算を起案して国に対して予算要求していく。この切り口、タイミングが毎年毎年あるとすれば、早めに、早めでの対応というものが、潟上市がした場合において、繰越明許しなくても年度内の事業、予算措置、事業執行というものが、サイクルですからね、可能にならないのかどうか。ここらが不思議でならないんですよ。で、ならないとすれば、やはりこれが営々と続いていくということになるんでしょうけれども、その他の事業にも多いですよ。ですから、当局が予算と事業を起案して、県・国に対して予算要求なり予算の要請をしていく。そのタイミングの持ち方が、やはりこの繰越明許というものの

メニューを減らすひとつの方策になるんじゃないかなと。これは執行権の問題だし、それはそれで理解できるんですが、そのことの可能性というのは全くないのかあるのか。だとすれば、またいわゆる年度をまたがって事業やるということになれば、限られた職員数の中でリスクもそんなに背負わなくてもよくなるし、むしろ適度に回転していくんじゃないかなと、予算、事業執行というものが対応できるんじゃないかなということをちょっと老婆心ながら思うんですけれども、その点の可能性というのは全くないのか。見当の余地があるのか。そこらいかがですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 堀井議員のご質問と、それからご提言ということ。

大変貴重なご提言だと思っております。ご案内のとおり私、前職が国の役人をしておりまして、この例えば天王南中学校の大規模改修などは文部科学省の所管で、どのような執行体制にあるかということは一応承知しております。ご指摘のとおり年度始めにおいて、国の方で予算要望を都道府県を通じて市町村に出させるということはあるんですが、国の執行の常として、非常に最初は限られたものしか採択しないということがあります。その後に、蓋を開いてみて1回集計した後に予算がまだ余ってるんで、追加募集という形がどうしてもやむなくやっていくと。そのタイミングで市町村、都道府県の事業がそれで採択された場合は、かなりやはり年度が、4月から始まった後ですね、ひどければ秋口とかそのあたりに決定になってくるわけです。そうすると、どうしても予算執行、いわゆる事業、繰越明許をお願いして翌年度執行になっていくということが、これは多分文部科学省だけではなくてほかの省庁も同様ではないかと思っています。ただ、我々としては当初のその国の予算の通り方ということもあるわけですが、今、もう今年度予算は今年度予算として通ってるわけですから、それで募集があるもので早く我々として要望が出せるものについては、今のご提言のとおりやっていく必要があると思っています。一方においては、こういったことも実は最近非常に多うございまして、ご指摘のとおり。それに対する我々の職員体制をどうしていくかということについては、ご提言のとおり、これからの課題の一つとして承らせていただいで検討させていただければと思っています。ご提言ありがとうございます。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 市長、どうもご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございました。まさに国の制度の中に、やはり中央集権の中で我々県も地方自治体も存在するわけ

でありまして、致し方ないというか、どうしてもやれないという部分あると思いますけれども、基本考えてみれば国だって我々だって、国民からいただいた、市民からいただいた税金の再配分、これが政治の原点でありますから、地方創生だとか地方の時代といながら、なかなか国の制度でもってすべて地方自治体がやはりそれに乗っからざるを得ないというふうな、理不尽とまではいかないかもしれませんが、どうも理解しがたいところがあると。今後、まさに国で経験を積まれ、知見を積まれた藤原市長でありますから、どうぞひとつ早めの対応ということで、少なくとも繰越明許の事業が少しでも少なくなつて、300弱の職員でもって万全なシフトで作業にあたれるように、職務にあたれるように最大限のひとつ努力をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 土木費の中の河川砂防費、急傾斜地崩壊対策事業というふうなことでありますけれども、災害対策のためには急傾斜地の崩壊を防ぐということは非常に大事な事業だと思うんですが、これであともう、この潟上市の中の地域的な崩壊対策事業というのは終わりなのか。まだあるのか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

現在、急傾斜地の崩壊対策事業を行っているのは、豊川上虻川と飯田川鳥木沢、その2カ所。これは現在崩壊した場所でありますので、それが県の方で修繕の工事を行っているところであります。あとほかにはありません。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 崩れた所は修理するということみたいですが、ほかにはないってことは、この事業はあれですね、急傾斜地崩壊対策事業というのは、もうこれであとすべて潟上市の中ではあとないということなんですか。そういうことですか。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

この事業そのものは崩落した場所の修繕工事でありまして、急傾斜地、特別災害地域というのは、地域としてはほかにはいっぱいあります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 藤原議員いいですか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしと認め、報告第3号の質疑を終わります。

【日程第6、報告第4号 平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（藤原幸雄） 次に、日程第6、報告第4号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告書の内容を当局から説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

報告第4号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越ししたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

4ページでございますが、平成28年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、1款下水道費1項総務費の秋田湾雄物川流域下水道事業1,792万4,000円を平成29年度に繰り越ししたものでございます。

主な財源と致しましては、地方債1,790万円でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから報告第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 下水道の繰越明許費につきましては、多分県事業の流域下水道の分担金だと思います。多分そういうことで今、県の流域下水道の各市町村が分担するための工事、この工事はどこまで残っているものでしょうか。多分、分担金の負担割合につきましては、処理区域人口によって決まるということではないかなと思ってますけども、その点についても併せてお伺い致します。

○議長（藤原幸雄） 村山水道局長。

○水道局長（村山久尚） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

現在、県事業で流域下水道事業を進めておりますけども、臨海の幹線ということで、男鹿大橋から野村、野石橋、それから船越、出戸ポンプ場、それから秋田南幹線ということで戸島ポンプ場、それから男鹿幹線ということで羽立、湖東幹線ということで川尻、馬場目幹線ということで大川ポンプ場、それから臨海幹線の土橋ポンプ場ほか暗渠工事があります。それから、臨海処理場ということで、沈殿層の補強や耐震補強工事等があります。

それで今回のこの繰り越しについては、設計したものと既存のものの機器に不都合が生ずるということがわかりまして、その不都合を解消するために機器等の検討に不測の日数がかかるということで、28年度から29年度に繰り越しするものであります。

負担は、ご承知のとおり8市町村で負担しております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） ただいまの答弁によりますと、流域下水道の分につきましては工事が遅延したとか予算がついたとかということじゃなくて、工事を積算する過程でいわゆる事故が生じたというふうに解釈してよろしいですか。それに負担割合につきましては、8市町村の処理区域人口によつての負担割合でもつて計算された額だというふうに理解してよろしいですか。お願いします。

○議長（藤原幸雄） 村山水道局長。

○水道局長（村山久尚） ええ、佐々木議員がおっしゃるとおりであります。それから、負担割合については、計画人口と、それから計画面積で計画水量を割り出しまして負担割合を決めております。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） ちなみに、いわゆる流域全体の中での8市町村の中での潟上市の負担割合というのは、今申し上げましたような面積、人口等によつて算出されるということですが、負担割合は幾らでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 村山水道局長。

○水道局長（村山久尚） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

潟上市の負担率は6.58%になっております。

○議長（藤原幸雄） 佐々木議員よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

【日程第7、議案第35号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第7、議案第35号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の5ページをお開き願います。

議案第35号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正の内容についてご説明申し上げます。

施行されました一部改正法では、個人情報保護法及び番号法が抱き合わせで改正されておりますが、提出しました条例（案）は番号法部分の改正のみに対応するものでございます。

法施行に伴い、地方公共団体が条例で定める独自利用事務、潟上市においては平成27年12月で議決いただいておりますけども、外国人生活保護に関する事務の部分でございます。これについても情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことが可能になったということでございます。そのため条例の関係部分を改正し、情報連携における独自利用事務に係る情報も個人情報として保護対象等に加えるものであります。

また、個人情報保護法部分の改正につきましては、5月22日付けで個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱い等について見直しが必要である旨の通知がありましたが、改正には潟上市個人情報保護審査会の意見を聞く必要があり、審査会の意見により改正が必要な場合につきましては後日改正（案）を提出することになりますので、宜しくお願い致します。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第36号 工事請負契約の締結について（天王南中学校大規模改修工事）】

○議長（藤原幸雄） 日程第8、議案第36号、工事請負契約の締結について（天王南中学校大規模改修工事）を議題とします。

本案について、当局より説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 議案書の7ページ、それから参考資料の4ページ・5ページをお開き願います。

議案第36号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の1、契約の目的は、天王南中学校大規模改修工事。

2、契約の方法は指名競争入札。

3、契約金額は5億6,376万円。

4、契約の相手方、潟上市天王字北野256番地、むつみ建設株式会社、代表取締役社長 佐々木徹。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

このたびの入札執行にあたっては、10社を指名し、入札は5月16日に行っております。落札率は94.96%でございます。参考資料にありますとおり、相指名業者は株式会社沢木組ほか全部で9社となっております。

それから、工事内容の面積でございますが、7,519㎡、校舎が4,778㎡、屋内運動場2,044㎡、柔剣道場が697㎡となっております。

工期は、議決後から平成30年2月26日までの予定となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） 先ほど失礼致しました。今、総務部長の方から説明ありましたが、天王南中学校大規模改修ってあるんだけど、私は、A級・B級・C級ってあると思うんですけども、ほとんどが億以上のものはA級ということになっておりますけども、これは私は潟上市の業者育成のためにやはりB級・C級も入れるべきじゃないかなと私は思いますけども、今まではB級・C級は入っておりません。何の工事にも。だからそこから辺のところ、どういうふうな、B級・C級をどのように考えておるのか、ちょっとそこを説明願えればありがたいなと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 1番鑑議員のご質問にお答え致します。

潟上市におきましては、潟上市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条とありますが、金額おおむね、まず3億円ですか、それ以上につきましては、今回3億円以上、これが共同企業体ということになってますけども、あと、おおむねA級、大きい工事に対してはA級を基準にしております。B・Cについては、またその金額以下のものについて実施するというごさいますので、ご理解のほどをお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） 私は金額とA級そのものということはあるんだけど、潟上市の業者育成のためにはどういうふうな考え方でおるのかと聞いているわけです。やはり潟上市の中にも、むつみさんをはじめ業者がたくさんいると思います。やはりB・Cの人方もやはりどういうふうな工事のかかわりをしていくのか。そういう人方を市の方で、当局ではどういうふうにごさいおるのか。やはりB・Cというのも、これもやはり生活がかかっておると思います、私は。やはりそういうためには、そういう業者も育成していかないとまかないんじゃないかなと私はそこを言いたいです。もう一回。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

確かに事業、市内業者の育成ということは非常に大事なことで考えておりますので、そのことにつきましては十分指名競争入札の段階で考慮しながら、入札を行っているところでございます。ただ、今回のように金額が大きくなりますと、どうしてもそういうわけにはいかないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 1番よろしゅうございますか。1番鑑議員。

○1番（鑑 仁志） 今回もだめだということの答弁でありますけども、だから今後どういうふうにやっていくのか。やはりそういうためにはやはり、これむつみさんはやるんだけど、B・Cというのはやはり下請けということも考えた方がいいんじゃないかなと私は思いますけども、そこら辺どういうものですか。もう一回説明をお願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

下請けというお話でございますけども、それにつきましては元請け業者さんの方で検討されることかと思えます。

○議長（藤原幸雄） 1番いいですか。

○1番（鑑 仁志） はい。

○議長（藤原幸雄） ほかにございせんか。9番西村 武議員。

○9番（西村 武） 私は、この落札率ですけれども、今回94.96%。これはまず学校入札ですけれども、平均して95%から98%ぐらいとなっていますけれども、A級の場合はいつも常に95%から6%、8%、こうなっていますので、例えばB・Cの請負の落札率というのはもっとかなりこう低いわけですけれども、その辺のところは市はどのように把握してるのか。B・Cについても、ひとつ落札率についてお答えをいただきたい。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 9番西村議員のご質問にお答え致します。

落札率のお話でございますけども、今回の天王南中学校の落札率につきましては94.96%でございます。平成28年度では入札に付された工事の平均落札率が95.72%でございますので、それに比べますと若干低いのかなというふうに思っております。

また、B級・C級というお話でございますけども、そちらの方の落札率というのはちょっとつかんでおりません。これ今言ったのは、28年度に実施されました工事の平均落札率、これは95.72%ということですので、今回の落札率94.96%ということですので、それほど高いとかということでないかなと思っております。ちなみに28年度で最高落札率は99.62%ということもあります。それから、最低では飯田川小学校のカーテン設置工事で、これは35.17%と。天王温泉くらの浴室改修工事で99.62%。これが一番高かったです。最低は飯田川小学校のカーテン設置工事35.17%ということで、ものによってはかなり開きがあるということでございます。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 私が今申し上げてるのは、要するにA級の場合は落札率が非常に高いわけですよ。逆にB・Cになりますと、例えば仕事がない、そういうこともありまして相当競争率が激しくて、恐らく70%台だってかなりあるんじゃないかなと思います。ですから私が今そのことを尋ねてるので、もう一度わかったらB・Cの平均の落札率をお答えいただきたいと。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

現在手持ちの資料でB・Cの落札率について持っておりませんので、ご了承願います。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 先ほども申されましたので、1番議員からも申されましたように、やはり地元企業育成、そういうものをきちんと考えて、やはり県でも国でもジョイント方式というのは認めているんですから、そういう方針でやはり従うべきだと私は思いますけれども、もう一度そのお考えについてご所見願います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

ジョイント方式につきましては、ものによっては実施しているわけでございまして、例えばこの庁舎でございまして建設体ジョイントということでやっていただいたはずでございまして。ですから、ものによってはジョイントが必要なものもあるというふうに解釈しておりますが、今回の場合につきましては、金額の割には工事そのものはそう複雑なものではないということで1社でやらせていただいております。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

（「議長、3回やった。3回やったよ。」の声あり）

○議長（藤原幸雄） いいか。西村議員。

（「3回やったんだ。3回目。」の声あり）

○9番（西村 武） 議長、いいかな。議会で何人も議長の許可なくして発言できないので、やはり議長が許可した以上は発言はできますので、どうでしょうか。

○議長（藤原幸雄） あまりこう……。

（「議事運営」の声あり）

○議長（藤原幸雄） ちょっと待って。きちっと歯車が合っていないようですんで、もう一回だけ許します。9番西村議員。簡潔にお願いします。

○9番（西村 武） ええ。ですから、やはり今後そういうことを検討していただきたいというのが私のその発言なんです。

（「議長、議事運営」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 会議規則で本会議場は3回って決まってるんですよ、原則。かみ合わないから4回というのは、前例を踏襲することになりますからね、今後の潟上市議会議場の、本会議場の権威にもかかわりますよ。ですからやはりきちんとした根拠、論拠のもとに議事整理権を、議事整理権は議長にあります。こんなことはイロハのイですから私も承知してますよ。ですからそこら辺をきちっと踏まえて、議事整理権、また議事執行をしていただきたいと思います。

私ね併せて申し上げますけれども、先ほど来議論出てますが、これ請負締結案件でしょ。請負締結案件。この案件ね。そして10社が指名されて、1社が落札したと。3億円以上は当然議会の議決に付されるということで、ルールに基づいてまずやってるという説明であったわけですよ。ですから、ここね、かみ合っていないってはずも議長が今おっしゃったとおり、この案件にB級・C級の業者をどう育成していくのか云々までも話が展開しちゃって、ウイングが広がってしまって、ですからむしろここらは議長の整理権でもって、質疑がかみ合うようにね、議長あなた整理してくださいよ。でないと延々と続きますと、これははっきり言って。少なくとも入札されたこのMならMっていう業者が値するのかわらないのか、議決に。そのことを我々は粛々と質疑する、この場面だと私はそう思っていますよ。ですから、もう深堀してBがこうとかCがこうとか、仕事ないからくれとか、全く私は脱線した議論、してるんじゃないかなと私の受けとめ方として。ですから今日は傍聴人の皆さんもたくさんおられますので、議会の権威というものを守りながらきちっとやっていかないと、この程度かと思うような、賢明な市民ですから思わないでしょうけれども、そこらはやはり議長の整理権を行使していかないとそういうことにもなりかねないので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思います、ご見解のほどどうですか。

○議長（藤原幸雄） 暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

.....
午前11時49分 再開

○議長（藤原幸雄） 会議を再開します。

ほかにございませんか。19番鈴木議員。

○19番（鈴木斌次郎） 私の方から、入札制度についてご質問したいと思います。

私は契約案件に関しては、過去にも何度も一般競争入札の導入を提言しております。当局も、検討します。そのたびに検討しますという答弁をいただいておりますが、今回もまた指名競争入札という形で、一般競争入札は実施されておられません。私の場合は経験則から言いますと、この金額で一般競争入札を導入しないで指名競争入札、過去においても、先ほども出ましたけど庁舎の40億円近い、これもJVですが指名競争。もう他市の方も後で調べていただきたいんですけど、他市の方もほとんどこういう金額については一般競争入札を導入しております。このことについては、当局からも29年の1月以降の入札案件から電子入札を開始します。一般競争入札を導入するためには電子入札を導入しなければだめだということで、私は非常に期待してあったんですけど、まず1つ目は、この1月以降に電子入札の実施、これを行ったことがあるのかないのか。これをお尋ねしたいと思います。もし今まで導入してない場合は、今後いつ頃から導入予定計画があるのか。先ほどの説明にもありましたように今後また大規模な建設工事が多々ありますので、その辺を十分、新しい藤原市長にもなりましたので、その辺を十分考慮していただきたいと思います。

それと、先ほどJVの話出ましたが、このことについてはBでもCでもJV組めるんですが、恐らくこの入札案件の要件としては、県外のAクラス、850点以上とかっていう要件がついてると思います。そうすると、B・CでJV組むとすれば、この850点をクリアしなければJVは組めないと思います。私のJVというのは、今これから言おうとするのは、Aクラス同士でこの5億5,000万円、6,000万円の工事を1社で受注するのではなく、JVで発注するべきではないのかなと。そのことについても提言致します。

それからもう一つは、今回の10社の指名について、辞退者がおったのかおらないのか。このことについて、とりあえずこれで答弁をお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 19番鈴木議員のご質問にお答え致します。

最初の、まず電子入札があれからあったのかないのかということについてお答え致しますが、今現在2件、指名競争入札で電子入札を行っているところでございます。それから、あとは、ほかいろいろとご提言いただきましたけども、指名競争入札について、

それからもう1点ありましたね、辞退者。辞退者についてはございません。あとの部分につきましては、ご提言ということで承ってよろしいでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 19番鈴木議員。

○19番（鈴木斌次郎） 私は、いつから一般競争入札を導入するのか、また、導入しないのか。このままずっと指名競争でいくのか。この時期的なことも確か聞いたと思っておりますので、その予定があるのかないのか。それも聞きたいと思います。

それともう一つ、今回は辞退者がいなかったということですが、過去に何社も工事物件においては辞退者がおりましたので、私の提言として、この辞退者には、せっかくの指名願を出して、工事を受注したいということで指名願を出して、いざ指名に入ると辞退者が出ると。今年も何社かもうあります。そういうのをやはり今後、せっかくの入札指名参加できるので、辞退した業者に対しては何らかの罰則が必要ではないかなと私は思いますけど、この辺も提言したいと思っておりますので答弁宜しくをお願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

まず最初の1点目、一般競争入札の実施時期というお話でございますけれども、まず指名競争入札は今原則として行っておりますが、先ほどありましたとおり電子入札制度もシステムが導入されました。今後当然のことながら、前々から同じような答弁で申し訳ないんでございますが、一般競争入札の本格実施に向けて検討する時期にきているものと思います。ただ、いつからということについては、今ちょっとここで明言できる状態にはないということをご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の辞退した業者に対する処分ということでのお話でございましたけれども、指名停止につきましては指名競争入札参加資格停止措置に関する要綱に定めがございまして、この中で、指名停止にあたっては潟上市内において生じた事故等に基づく措置基準、それから贈賄及び不正行為等に基づく措置基準というものがございまして、ただ単に入札辞退、不参加ということで指名停止という理由にはならないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 19番鈴木議員。

○19番（鈴木斌次郎） 今の総務部長の答弁では、検討する時期にきてるような答弁ですが、過去に何度も質問してるはずです。ここにきて、まだ検討する時期にきてるとか

そういう答弁だと、この先いつなるのかわかりません。この後、さっき言ったように大きな物件が多々あるようですので、これについてまた指名競争入札でいくと、私はここでは言えないんですけど、何ていうのかな、不均衡というのかな、何ていう、言葉ちょっとあれなんですけど、一般競争入札にすると地域限定もできます。例えば潟上市、男鹿市、南秋田郡、秋田市とか、こういうふうな限定の一般競争入札もできます。または工事が大きくなると秋田県全般、それからゼネコンとかの一般競争入札もできますので、やはりその辺のことは是非早めに検討して早期に導入するように、私はそうやってくると市の方でも損はないと思っておりますので、何とかその辺ご理解をお願いして質問を終わります。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 先ほどから、この契約締結の案件について縷々議論されておりますが、それぞれの立場で意見を述べることは結構だと思います。私、私も議員の立場で、私の立場でご質問といいたいでしょうか、お話ししたいと思いますが、1つは、当局がこの入札行為を行う段階で、執行権の、持ってるわけですよね、執行権の範疇でルールを逸脱してるのかどうか。法治国家でありますから、逸脱していれば大変な問題でありますけれども、粛々とそのルールの範囲の中でのものやったとすれば、我々は意見を述べるものがあってもそれを強要とか介入ということはまかり通らんわけでありまして、そこら辺が当局としてはどういうふうに認識しておるのかということ1点。

それからもう一つ、今鈴木議員から一般競争入札云々ということありましたけれども、極端な言い方しますと指名競争入札でない、それはいろいろ考え方あるでしょうけれども、一般競争入札に切り替えますと、全国津々浦々から、津々浦々、場合によっては東北秋田県どなたでも参加できますよ。このネット社会ですから。そうした場合において、先ほど来質疑されてる議論とまさに矛盾が生じてきますよ。落とせば取れるという状況になったときに、潟上市の業者が全く取れないってことだって発生してきます。そのリスクをどう負うのか。まさにもうBとかCとかっていう論を飛び越えちゃって、潟上市の業者が皆無だってありますよ、極端な言い方しますと。地域限定的な話もあつたんですが。ですから、潟上市の全体の140億円の予算の中で工事費というのはもう限られてますよ。だとするならば、私はやはりいろいろあるにつけても、前任者である石川市政の時代からそこにやはり意味もあるし、地域の業者育成という根幹があつてやはりやってきたからと。ただ、不正があつたとか決定的な要素が出てきたときは、また知

恵も出さなきゃならないと思いますけれども、やはり急激に、言ってみれば手のひら返したような形の中でやるのはいかがなものかなというふうに思いますので、熟慮に熟慮をされ、そして潟上の業者がAからBからCからDまで育成できる案というものがないのかというものをやはりきちっとしていただきたい。でないと、やはりこれはやはり議論のあるところでありますから、私はそれぞれの議員が意見あるというふうに思いますけれども、その範疇の中で進めていっていただきたいと、慎重に検討していただきたいという考え方ですけれども、それに対する当局の明確な答弁を、この2つまず求めます。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 2番堀井議員のご質問にお答え致します。

指名競争で実施しているわけでございますけれども、その基準が明確にうちの方では潟上市建設工事入札制度実施要綱というものを定めておまして、その中で予定価格が1億円以上につきましては10社以上の指名をするということに定めております。指名の根拠としましては、建築一式工事において県の格付がA級の秋田管内の企業であり、本市の指名実績を加味しながら指名審査会で審議の上指名したものでございます。ということで、うちの方の考え方としては基準に則って指名しているということで、入札を行っているということでございます。

それから、今おっしゃいましたとおり、地元企業の業者の育成というのは非常に大事なことと捉えてますし、軽々にすべて一般競争という形にはなり得ないだろうなというふうには思っておりますので、熟慮に熟慮を重ねていきたいと思っております。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 私はやはりね、栗山部長、基本スタンスは私は議員としてそれでいいんじゃないかなというふうに思います、はっきり言って。いま一つは、事業やる中で、これも私の議員として、市民あるいはまた業者さん方と色々な形で会った中での話題ですけれども、石川前市長の時代から相当均等というかバランスよくね、B・C・Dも含めてかなりこう行き届いてて、私はやはりね、むしろ一時代よりはかなり標準化されたというか、そういう形で推移してるっていうことで喜んでる業者さんもいっぱいおりますよ。ですから、ただ言えることは、今回建築に関するA級業者というのは潟上ではMならMという会社よりないですよ。恐らくあなた方も苦慮されて、万やむを得ずこういう組み立てしたかもしれない。ここらはやはり検討していく余地もあるでしょうけれども、しかしながら現状においてはやむ得ないわけですよ。5億円、6億円がBとかC

とかつて、これもうはなっから無理ある話でありまして、ですからそこらを抜きにして橋の論をするというのはいかがなものかと思しますので、求めますけれども、少なくともこういう現状を鑑み、少なくとも喜んでるB・C・Dの業者さんもいっぱいいるということも鑑み、これからもよく考えて、ただ単に一般競争入札じゃなくして、その方に全く仕事いかない場合だって想定されるわけですから、そこらも十分に考慮されてひとつ進めていただきたいということを、私からは質問というかお願いしたいんですが、いかがですか。もう一度答弁いただきます。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 縷々、入札の仕組み等についてのご提言をいただき、誠にありがとうございます。この工事ですけれども、一番最初何を考えるべきかということ、これは市民の安全・安心です。それに何が一番適した方法なのかということ、まず考えねばなりません。その上で、公平で地元業者の方々も育成できるようなもの考えるのが、多分我々の行政に与えられた仕事なんだと思います。我々としては法令その他に基づいて、さらには先ほど一般競争入札であればいろんなところからくるというご指摘もありましたが、先ほど鈴木議員からのご指摘のとおり地域を限定することもできます。ですからそういったいろんなやり方を各自治体のものを研究させていただいて、石川市長から受け継いだものは受け継いだものとしてきちんと残しつつも、今一体何が一番工事として安全・安心でき、市民が幸福になり、そしてそれが人から見て公平と思われる仕組みなのか、さらには地元業者さんがきちんと育成できるかということ、我々として考えていきたいと思っております。

申し訳ございませんが時期がなかなか明言はできませんが、我々としてはそういったスタンスで、この仕組みについても改善を加えていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原幸雄） 2番よろしいですか。

○2番（堀井克見） 了解です。

○議長（藤原幸雄） 午後1時半まで暫時休憩します。

午後 0時07分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） この請負について、先ほど落札率が94.96%というふうな説明がありましたけれども、予算額が5億9,369万1,120円ということですが、さっきの、これに94.96%ということですから、先に私ども議会の方に提出された資料には5億9,436万7,000円というふうな数字を示されておりますので、どちらが本当の予算書であったのか、予算であったのか。その辺のところについて説明をしていただきたいと。確かに請負差でいった5億6,376万円と5億9,369万1,120円では、そういうふうな落札率になると思いますけれども、その辺のところの整合性をひとつ求めます。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

予算額というお話でございますが、5億9,436万7,000円でございます、これに対して設計額が5億9,369万1,120円となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） それでは、この差異についてどういうふうにして私どもに説明されているか。その設計額の根拠についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

まず予算額につきましては、ある程度概算の部分がございまして、設計を積算した段階で5億9,369万1,120円ということで予算額の差異が生じていると、そういうことでご理解をお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） そうすれば、この予算を私どもは既に議決してございまして、請負だけのこの契約について認めればいいわけですが、その予算の決定した議会はいったいどうだったか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

この3月議会ということでお願い致します。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしの声がございます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

【日程第9、議案第37号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について から 日程第14、議案第42号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸雄） 日程第9、議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてから日程第14、議案第42号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第37号から議案第42号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の8ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第37号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億9,727万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,527万1,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の農業基盤整備事業は、限度額770万円に増額、高能率生産団地路網整備

事業は、限度額630万円に増額、道路整備事業は、新たに限度額6,140万円を追加、防災・健康拠点施設整備事業は、新たに限度額3億8,940万円を追加、幼保一体施設整備事業は、新たに限度額5億2,880万円を追加するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

13款2項4目土木費国庫補助金は9,554万1,000円の追加で、社会資本整備総合交付金でございます。大豊小学校線改良事業など道路整備事業を行うものでございます。

14款2項1目総務費県補助金は1億8,600万円の追加で、あきた未来づくり交付金でございます。防災と健康の拠点施設を整備するもので、平成28年度と合わせて交付金の総額は2億円でございます。

18款1項1目繰越金は2億1,888万9,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

9ページをお願い致します。

20款1項市債は9億8,280万円の追加で、主なものは、1目総務債の防災・健康拠点施設整備事業債（合併特例債）3億8,940万円の追加、5目土木債の道路整備事業債（公共事業等債）1,850万円の追加、（合併特例債）4,290万円の追加、9目民生債の幼保一体施設整備事業債（合併特例債）5億2,880万円の追加でございます。

歳出予算について、主なものを申し上げます。

11ページをお願い致します。

2款1項7目出張所費は609万7,000円の追加で、主なものは、昭和こども園（仮称）整備事業による昭和出張所の移転に伴う経費でございます。移転に伴う経費の主なものは、自動交付機移設業務委託料62万7,000円、改修工事等の工事請負費が274万2,000円でございます。

なお、移転先は昭和介護予防センターでございます。

12ページをお願い致します。

17目防災・健康拠点施設整備事業費は5億9,639万1,000円で、県のあきた未来づくり交付金を活用し、『安全「防災」・安心「健康」潟上プロジェクト』事業として拠点施設を整備するものでございます。主なものは、工事監理委託料1,376万円、防災・健康拠点施設整備工事5億8,032万5,000円でございます。

14ページをお願い致します。

3款2項9目幼保一体施設整備事業費は6億2,163万6,000円の追加で、昭和こども園

(仮称)を整備するものでございます。主なものは、工事監理委託料798万6,000円、昭和こども園(仮称)整備工事5億6,378万円、備品購入費3,409万2,000円でございます。

16ページをお願い致します。

6款1項4目農地費は256万2,000円の追加で、主なものは、県営土地改良事業負担金160万円でございます。昭和豊川山田の一ノ坪地区のため池を整備するもので、事業期間は平成33年度までの5年間でございます。

17ページをお願い致します。

6款2項1目林業振興費は200万円の追加で、路網整備事業負担金でございます。昭和豊川上虻川地区の船橋線の林道専用道を整備するもので、事業期間は平成32年度まで4年間でございます。

7款1項1目商工振興費は4,073万9,000円の追加で、主なものは、設備投資助成金4,042万7,000円と用地取得助成金644万1,000円でございます。フカイ工業株式会社が昭和工業団地にプラスチック製品工場を建設したことに伴い、助成するものでございます。

18ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費は1億6,587万4,000円の追加で、道路整備事業を行うものでございます。主なものは、道路改良工事1億3,884万4,000円で、内訳は、大豊小学校線改良工事1億300万円、天王大久保線舗装補修工事2,484万4,000円、干拓2号橋補修工事1,100万円でございます。

21ページをお願い致します。

10款7項3目体育施設費は2,696万4,000円の追加で、主なものは、B&G財団からの修繕助成の決定を受けて、天王B&G海洋センタープール改修工事2,478万3,000円を実施するものでございます。

11款1項1目災害復旧費は300万円の追加で、災害復旧委託料150万円、災害復旧工事150万円でございます。4月18日の強風により公共施設12カ所で被害があり、被害金額は約300万円で、災害復旧費の予算をほぼ使い切ったため、今後の災害に備えるため予算を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の9ページをお願い致します。

議案第38号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について。

別冊のとおり。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第38号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,441万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費と前期高齢者の納付金の確定によるものでございます。

次に、議案書の10ページをお願い致します。

議案第39号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第39号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,884万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の11ページをお願い致します。

議案第40号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第40号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,186万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の12ページをお願い致します。

議案第41号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第41号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,134万2,000円とするものでございます。

補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の13ページお願い致します。

議案第42号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第42号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出は385万円の追加で、人件費でございます。

資本的支出は1億647万5,000円を追加するものでございます。補正の主なものは、昭和地区の新中継ポンプ場整備事業で、送水管布設工事9,996万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これで説明を終わります。

【日程第15、予算特別委員会の設置について】

○議長（藤原幸雄） 日程第15、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第37号から議案第42号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第42号ま

については、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

【日程第16、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（藤原幸雄） 日程第16、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので報告致します。

委員長、1番 鑑 仁志議員、副委員長、17番 伊藤正吉議員。

以上のとおり決定になりました。

また、予算特別委員会は6月19日及び27日に開催される旨、あわせて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、6月19日から27日までに詳細審査する旨の通知がありましたので、ご報告致します。

【日程第17、同意第4号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について から日程第19、同意第6号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について】

○議長（藤原幸雄） 日程第17、同意第4号から日程第19、同意第6号まで、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題と致します。

同意第4号から同意第6号までについて、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、議案書の14ページをお願い致します。

同意第4号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市天王字上出戸265番地

氏 名 菊 地 福一郎

生年月日 昭和13年5月28日

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成29年6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の菊地福一郎氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

菊地氏は各種団体の役員等を歴任しており、大変信頼できる方であります。また、固定資産評価審査委員会委員も合併時より務めており、経験豊富で確かな実績をお持ちの方でありますので、再任をお願いするものであります。

続いて、議案書の15ページをお願い致します。

同意第5号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市昭和豊川槻木字荒屋25番地

氏 名 鈴木 義 也

生年月日 昭和30年9月20日

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成29年6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の鈴木義也氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

鈴木氏は先の臨時会において選任された方でございます。職業柄、固定資産の評価については非常に詳しい方であります。また、潟上市情報公開・個人情報保護審査会委員も務めており、市民の権利を守る方としては適任と考えておりますので、再任をお願いするものであります。

続いて、議案書の16ページをお願い致します。

同意第6号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市飯田川下虻川字街道下135番地

氏 名 伊 藤 正

生年月日 昭和28年 3月15日

平成29年 6月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成29年 6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の伊藤和人氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て委員を選任しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

伊藤正氏は自治会長、民生児童委員を務めるなど大変信頼できる方であります。また、旧飯田川町役場及び潟上市役所在職中には長らく税務課長を勤めており、固定資産の評価については非常に詳しい方であります。

以上3名の方について同意を求めるものでございます。3名とも潟上市固定資産評価審査委員会委員として申し分のない実績と知見をお持ちの方と考えておりますので、何とぞ同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 同意第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第4号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第5号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第5号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第5号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第6号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第6号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、同意第6号は、同意することに決定になりました。

【日程第20、同意第7号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（藤原幸雄） 日程第20、同意第7号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第7号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、議案書の17ページをお願い致します。

同意第7号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市天王字追分西49番地9

氏 名 佐 藤 有 加

生年月日 昭和50年6月27日

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成29年6月27日付けで潟上市教育委員会委員の丸谷 昇氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

佐藤氏は潟上市立小学校の臨時講師の経験とあわせて、現在、追分小学校PTA会長も務めており、本市の教育現場について詳しい方であります。また、平成29年4月より潟上市育英会監事も務めており、広く教育問題を扱う方としては適任と考えております

ので、同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第7号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第7号は、同意することに決定になりました。

【日程第21、同意第8号 潟上市監査委員の選任について】

○議長（藤原幸雄） 日程第21、同意第8号、潟上市監査委員の選任についてを議題とします。

同意第8号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、議案書の18ページをお願い致します。

同意第8号、潟上市監査委員の選任について。

下記の者を潟上市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市飯田川飯塚字水神端77番地

氏 名 渡 邊 晋 二

生年月日 昭和27年5月15日

平成29年6月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成29年6月26日付けで潟上市監査委員の渡邊晋二氏が任期満了となるので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

渡邊氏は合併時から監査委員を務めていることから、経験については申し分なく、また、潟上市の事務執行体制についても精通しており、監査委員として適任と考え再任をお願いするものであります。何とぞ同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

- 議長（藤原幸雄） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番戸田議員。
- 11番（戸田俊樹） 監査委員に反対とか賛成とかじゃなくて、経歴を見ますと長く監査委員をされておりますが、27年から28年の1年間、トーセキプロダクツ株式会社に就職されておるようですが、これは正社員として在籍されておったのか。当時いろいろな問題があった会社ではなかったかなと思います。その辺についての当局の見方、考え方をお聞きしたいと思います。
- 議長（藤原幸雄） 藤原市長。
- 市長（藤原一成） 今議員ご指摘の件につきましては、こちらの方としては詳細には把握してございません。ただ我々としては、監査委員の今までのご実績とご経験で適任と判断しております。もし何か不明の点があればこれから審査せねばなりません。その点については逆に我々としてもそこあたりのことについては把握してないということでございます。
- 議長（藤原幸雄） ほかにありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから同意第8号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
- （賛成者起立）
- 議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第8号は、同意することに決定になりました。
- 【日程第22、同意第9号 渦上市農業委員会委員の任命について から 日程第41、同意第28号 渦上市農業委員会委員の任命について】**
- 議長（藤原幸雄） 日程第22、同意第9号から日程第41、同意第28号まで、渦上市農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。
- 同意第9号から同意第28号までについて、一括して提出者の説明を求めます。藤原市長。
- 市長（藤原一成） それでは、議案書の19ページをお願い致します。
- 同意第9号、渦上市農業委員会委員の任命について。
- 下記の者を渦上市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 潟上市昭和大久保字北野大崎道添177番地 3

氏 名 菅 原 良 一

生年月日 昭和27年 8 月18日

平成29年 6 月13日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成29年 7 月19日付けで潟上市農業委員会委員が任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て委員を任命しなければならないものであります。

裏面の略歴をご覧ください。

菅原氏は現在、農業委員及び秋田県花卉連絡協議会副会長などを務めております。また、指導農業士として新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている方でもあります。

続いて、議案書の20ページをお願い致します。

なお、以降の同意案件につきましてははすべて潟上市農業委員会委員の任命についてであり、また提案理由も同様でございますので、任命される方の説明のみとさせていただきます。略歴につきましては、各議案書の裏面をご覧ください。

それでは、同意第10号でございます。

住 所 潟上市天王字羽立166番地

氏 名 安 田 又 吉

生年月日 昭和20年10月 8 日

安田氏は農協理事、土地改良区理事などを歴任しております。また、天王町時代から農業委員を務め、農業情勢に詳しい方であります。

続いて、議案書の21ページ、同意第11号でございます。

住 所 潟上市昭和乱橋字宅地家後14番地

氏 名 高 橋 京 子

生年月日 昭和24年11月 9 日

高橋氏は旧昭和町時代より農業委員を務めており、農業情勢に詳しい方であります。また、秋田県女性農業委員協議会会長を務めるなど、大変人望の厚い方であります。

続いて、議案書の22ページ、同意第12号でございます。

住 所 潟上市天王字二田115番地

氏 名 佐 藤 肇

生年月日 昭和34年 1 月21日

佐藤氏は旧天王町時代から農業委員を務めており、現在は会長として尽力しております。また、指導農業士として地域農業の振興に関する活動も行っております。

続いて、議案書の23ページ、同意第13号でございます。

住 所 潟上市飯田川和田妹川字松ノ木16番地 1

氏 名 鎌 田 久

生年月日 昭和21年 4 月24日

鎌田氏は現在、農業委員、営農組合の組合長を務めており、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の24ページ、同意第14号でございます。

住 所 潟上市天王大崎字野沢141番地 2

氏 名 三 浦 俊 也

生年月日 昭和29年 4 月13日

三浦氏は現在、農協理事、営農組合の組合長を務めており、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の25ページ、同意第15号でございます。

住 所 潟上市天王字江川71番地 2

氏 名 櫻 庭 美知行

生年月日 昭和25年 3 月10日

櫻庭氏は現在、農協理事、農業委員を務めており、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の26ページ、同意第16号でございます。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字山岸28番地

氏 名 伊 藤 甚 衛

生年月日 昭和26年 4 月12日

伊藤氏は現在、農業委員、農事組合法人ファーム上虻川の理事を務めており、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の27ページ、同意第17号でございます。

住 所 潟上市昭和豊川船橋字深持44番地

氏 名 佐々木 利 光

生年月日 昭和29年 3 月30日

佐々木氏は現在、農業委員、土地改良区理事を務めており、農業情勢に詳しい方です。

ります。

続いて、議案書の28ページ、同意第18号でございます。

住 所 潟上市昭和大久保字北野藤曲小道添74番地

氏 名 舘 岡 美果子

生年月日 昭和48年11月6日

舘岡氏は現在、農業委員を務めております。また、女性農業士として次世代農業を開く女性たちのリーダー的存在として活躍しております。

続いて、議案書の29ページ、同意第19号でございます。

住 所 潟上市天王字塩口97番地

氏 名 櫻 庭 由 秋

生年月日 昭和30年10月18日

櫻庭氏は現在、農業委員、土地改良区総代などを務めており、農業情勢にも詳しい方です。

続いて、議案書の30ページ、同意第20号でございます。

住 所 潟上市飯田川飯塚字樋ノ下34番地 1

氏 名 田 仲 東

生年月日 昭和25年9月18日

田仲氏は土地改良区理事を歴任し、現在は農業委員を務めており、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の31ページ、同意第21号でございます。

住 所 潟上市天王字天王160番地 2

氏 名 佐 藤 利喜雄

生年月日 昭和31年1月12日

佐藤氏は現在、農業委員、営農組合の組合長などを務めており、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の32ページ、同意第22号でございます。

住 所 潟上市天王字松淵642番地 3

氏 名 鈴 木 美喜雄

生年月日 昭和31年3月30日

鈴木氏は土地改良区の総代や理事長などを歴任し、農業情勢に詳しい方です。

続いて、議案書の33ページ、同意第23号でございます。

住 所 潟上市天王字御休下2番地10

氏 名 佐々木 美奈子

生年月日 昭和46年3月6日

佐々木氏は秋田県男女共同参画センターの副センター長として地域農業における女性の活躍と地位向上に向けた活動を行っており、利害関係を有しない中立的な立場の農業委員として適任と考えております。

続いて、議案書の34ページ、同意第24号でございます。

住 所 潟上市天王字羽立50番地3

氏 名 鈴木 爲彦

生年月日 昭和32年10月10日

鈴木氏は現在、農業委員、認定農業者協議会の役員を務めており、農業情勢に詳しい方であります。

続いて、議案書の35ページ、同意第25号でございます。

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字新所119番地1

氏 名 南 都 武 男

生年月日 昭和19年1月18日

南都氏は現在、農業委員、複数の土地改良団体の役員を務めており、農業情勢に詳しい方であります。

続いて、議案書の36ページ、同意第26号でございます。

住 所 潟上市飯田川下虻川字街道上一本木31番地

氏 名 鑑 正 人

生年月日 昭和26年7月5日

鑑氏は現在、農業委員、土地改良区理事を務めており、農業情勢に詳しい方でありま

す。

続いて、議案書の37ページ、同意第27号でございます。

住 所 潟上市昭和大久保字北野大崎道添226番地1

氏 名 菅 原 権一郎

生年月日 昭和31年8月28日

菅原氏は現在、農業委員、農協理事及び県農業関係団体の役員を務めており、農業情

勢に詳しい方であります。

続いて、議案書の38ページ、同意第28号でございます。

住 所 潟上市昭和大久保字北野街道下79番地

氏 名 青 木 進

生年月日 昭和27年 3月 7日

青木氏は現在、農業委員、土地改良区総代を務めており、農業情勢に詳しい方であり
ます。

以上、潟上市農業委員会委員の任命についての説明を終わります。説明致しました20
名の皆様は、それぞれ潟上市農業委員会委員として申し分のない実績と知見をお持ちの
方々でございますので、何とぞ同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） お諮りします。同意第9号から同意第28号までについて、一括して
質疑を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第9号から同意第28号まで
については、一括して質疑を行うことに決定しました。

これから同意第9号から同意第28号までについて、一括して質疑を行います。質疑あ
りませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） ただいま市長から同意を求められております20人の農業委員の皆
さんの氏名並びに等々々については、これのとおりでしょう。応募された方が何名おら
れて、どういう基準で誰がというと市長でしょうけれども、選考されたその過程を若干
ご説明いただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 11番戸田議員の質問にお答え致します。

はじめに応募等の状況でございますけれども、個人の推薦がこのうち2名でございま
す。それから法人、それから団体の推薦が17名でございます。それから応募が1名と
なっております。

それと、どのようにして選任したかということでございますけれども、農業委員会等
に関する法律第8条により、委員の任命にあたっては過半が認定農家であること、それ
から農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。これ

は農家でない者ということでございます。それから年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならないことがございます。これに農地利用の最適化を推進するために地域のバランスをとることを考慮して選任致しました。

以上でございます。

すみません。応募者につきましては、個人が3人でございます。それから団体は17人でございます。それから応募者が9人で、全部で29人ということでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 戸田議員よろしゅうございますか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） 経緯は若干いろいろな面で、ところでお話は承ってるんですけども、こういう過程といいますか、29人応募されたという事実を最初に説明を若干されて、その後こういうふうな形で選考して、以下20人を議会の同意を求めるというふうなことがあればよいのではないかと思うわけです。私の知ってる範囲内でも、個人的に農業委員になって農業に一生懸命頑張っている方もおりましたんで、そのあたりのところが少し不快なところがあるというふうに聞いておりましたので、若干説明をいただきました。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 29名が、団体であれ個人であれ、あるいはまた全体的な応募があったと。その大枠の中で2、17、1というものが選ばれ、そして今市長から提案されておるといふ大枠の経緯はわかりました。今、懇切丁寧に農業委員会の佐々木局長からも、それをフォローするご説明いただきました。それでね、説明聞いておやっと思ったんですが、地域性バランスというかね、地域バランス、やはりその佐々木局長の説明を鵜のみすればですよ、20人という枠、しかもこれ天王地区11だったかな、昭和・飯田川9名かな、まさに限られた人数の中で、どう考えても地域性のバランスというのは、どうひねればこう出てくるのかなという、私的にね、ちょっと不思議だなというふうな感を今持っています。市長の提案と局長の説明聞きますと。そこあたりの整合性というのは、これどうも素直に見ればね、いかがなものかなという点が1つ。

それからもう一点は、年齢バランスも考慮に入れたという、これまた説明でありました。年齢というのは、一番年長者はこれ70歳超えてるのかな。若くて40何歳かな。今ご案内のとおり、私も農業のプロでも何でもありませんが、やはり第1次産業、農業の振興というものは国策としても喫緊の課題であり、国の将来を占う大事なポイントなん

ですよ。その側面、切り口からいきますと、なぜこの農業委員会の制度が公募じゃなくして時の市長の推薦、議会の議決で選び、そして設置する方向に変化したのか。それらを考えたときに、皆さんご案内のとおりだと思いますけれども、これからの日本の農業、ひいては潟上の農業を担う若い人たちが、現場でやっている人たちが直やはり委員会という農業機関のシンクタンクですから、潟上市の、それにやはり直言できるということが私は根底に狙いとしてあると思うんですよ。それからしますと、市は今、何年も前から認定農業者育成ということで、来る年来る年、1人当たり何百万なるのかな、相当の育成のための税金を投入してる。それらからいくとですよ、やはりもう少しむしろ広範に、将来を担う人材というものを、年齢いったから悪いと私は決して言いませんけれども、むしろそれと同じぐらい、70前後2人いたらやはり40歳以下2人ぐらい入れて、そして老若男女、世代バランスとって、それが今提案者の提案理由の説明であり、また事務局を担う局長のお話と私は整合性がとれてくるんじゃないかなと今思ってます。ですから、その点どうも、先ほども今同僚議員の質問があったんですが、いま一つどうなのかなというふうな気も致しますので、もう一度その点明解にご説明をいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸雄） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 2番堀井議員の質問にお答え致します。

まず地域バランスということでございますけれども、これにつきましては、旧昭和・飯田川、それから天王町の農家人口で応募した方を割り出して、それでその割合で飯田川が3人、それから旧昭和町が8人、それから旧天王町を9人というふうに、その農家人口で選出致しております。それと、いろいろ評価のときにもあれなんですけれども、やはり一つの旧町であり人数ということであればやはりいけないので、やはりその農家人口で人口割にするのがいいのではないかとということで、このように致しました。

それから、なぜ農業委員会の制度が改正されたかということでございますけれども、農業委員会は主たる任務である担い手への農地等の利用の集積・集約化、それから遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要であるということで、今回の改正で農業委員会のその主たる使命をよりよく果たせるようにするため、制度改正がされたものでございます。

それと、そのために若い人のまず起用ということですが、40歳以下の応募なり立候補というのはございませんでした。それでまず一番若い人で40代の方が2人という

ことで、まずこの人たちについては選任を致しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 局長、わかりました。旧飯田川・昭和・天王のくくりでやったと。私は地区バランスというのはその視点もあるでしょうが、もう少し深堀した形で伺っておったんですが、あまり深堀すれば、例えばその方々に云々ということになりはしないかと思しますので、私の聞いてるところは旧単位で伺っているものじゃなかったということをお願いしたいと思います。

それから、応募がなかったから云々ということなんですが、やはりそこは潟上農業の市役所の一番の活動のいわゆるフォローする部署として農業委員会が存在し、局長がおるわけですよ。だとすれば、やはり政策の一貫性という点から捉えてみても、農業振興のためには後継者いなくて成り立たないわけですよ。近未来も含めて。ですからそこから辺からいくと、日頃からやはり担い手を育てるということは常日頃きちっと把握をして、むしろそういう方々に無理やりとは言わなくても、やはりお声をかけたり、あうんの呼吸で、そういう方々をやはり言ってみれば人材を掘り起こすと、それがやはりこの農業委員会制度の改革だし、そしてまた潟上農業を担う私は大事な肝になってくるんじゃないかなというふうに思うからこういうことを申し上げてるんであって、ただ、まず今提案されたこの方々20名、市長がおっしゃるような優秀な皆さんでありますから、これにあえて反対するものではないんですが、今回は初めてですから少なくとも初めてのこの市長提案、議会の議決を得るこの議場の場でこういう議論されたということ、これ3年後になるのかな、4年後になる、3年後かな、やはりそのことをきちんとこのことをひとつの教訓というか議論されたということの証をきちっと踏まえながら、今後反映させてもらえればありがたいと思いますが、その点についてもしお答えあればいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ご提言をいただきまして誠にありがとうございます。私の冒頭の説明に、おっしゃるとおり、先ほど戸田議員からご指摘のとおり、何人が応募して、どういう選考のプロセスを経てこうなったということが説明としてすべきであったと、少々反省しております。今後また農業委員はこの新法、改正法のもとでまたありますものですから、その際には是非そのような説明にさせていただければと思っております。

さらに、今堀井議員からご指摘のあった件、法の趣旨は全くそのとおりでありまして、女性や青年を登用するというのもきちんと改正法の中には、積極的に登用すべしということは書かれております。我々としては、この改正があった28年の後に、どのようなことを農業委員を発掘するという努力をしてきたかということは一度反省すべきではないかと思っております。議員各位がご指摘する趣旨はごもっともで、我々としては今後農業委員会制度、よりよくするためのご提言と受け止めて努力してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 同意案件ですので、提案された方々についての質疑はありません。

ただ、ちょっと国の方でもいわゆる岩盤規制を突破するというふうなことで、農業経済規制会議からいろいろと農業関係、農業委員会ははじめ農協はじめ共済組合、それぞれかなりな法律の改正があったわけですが、この際お伺い致しますけれども、農業委員会等に関する法律の6条に農業委員会の任務があります。その任務が変わったのかどうか。変わった部分があるのか。それから8条は組織の問題ですけれども、これは全く公職選挙法からいろいろな団体の推薦あったけれども、今回市長の推薦同意による選任ということになりました。それはそれとして十分対応された提案だと思えますけれども、いずれ農業委員会等の法律の中の任務が変わっているかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 3番佐々木議員の質問にお答え致します。

どのようなところが変わったというところですが、主な変わったところについてご説明を致します。

農地利用の最適化ということで担い手への農地利用の集積・集約化、それから耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入者の推進、これらがまず必須業務となりました。これがまず1点目でございます。それから、委員は議会の同意を得て市町村長の任命になったということが大きな2点目でございます。それと農業委員の原則過半を認定農家が占めるということでございます。あとこのほかに、農業者以外の中立の立場を有する者を1人以上入れるということ。それと女性・青年を積極的に登用することなどということで、これらが主な変わった点でございます。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 今局長から説明された部分については、いろいろな法律の文言が

ありますけども、全部その中に含まれる部分もあるのかなということ聞いておりましたけれども、いずれ6条に委員会の任務というのがあります。その中で一番先に出てくるのは農地法の関係、それに土地改良法、いろいろありまして、今、後段の方には、今局長が説明された内容のものが含まれるものかなというようなことでもありますけれども、いずれ何かあまり任務については変わってないというふうなお話も承っておりますので、新しい農業委員は言ってみれば従来の農業委員会等に関する法律からさらに、先ほど来いろいろご意見出ておりますように農業の振興、農業・農村・食料政策の言ってみれば旗手になるというふうな、そういうふうな狙いがあるのかなというようなことで実は聞いてみたわけですが、それらについては従来のものとは変わっておりますか、変わってないですか。

○議長（藤原幸雄） 佐々木農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐々木雅輝） 3番佐々木議員にお答え致します。

当然それらの業務については変わっていないところが多くあります。ただ一番大きいのが、今まで農地利用の最適化の推進というのが、まず当然やってはいたんですけれども、これがまず必須業務になったということがその農業委員の役割として一番大きく変わったものでございます。

○3番（佐々木嘉一） わかりました。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。藤原市長。

○市長（藤原一成） 法改正によって任務、いわゆる何が変わったかということなんですけど、従前は必須事務が農地法等によりその権限に属させた事項という、それが必須で、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消という、いわゆる農地の集約ですね、これについては任意、つまりやってもやらなくてもいい任務であったものが、改正法の中では農地等の利用の最適化ということで、これが必須の事務になります。ですから、ここに実は私パンフレットをこう持ってるわけですがけれども、この中に一番表紙のときに、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をより果たせるために、つまりこの農地利用の最適化というのが今後一番農業委員に課せられている任務ということになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第9号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第9号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第10号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第10号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第11号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第11号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第12号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第12号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第13号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第13号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第14号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第14号は、同意すること

に決定になりました。

次に、同意第15号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第15号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第16号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第16号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第17号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第17号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第18号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第18号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第19号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第19号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第20号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第20号は、同意すること

に決定になりました。

次に、同意第21号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第21号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第22号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第22号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第23号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第23号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第24号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第24号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第25号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第25号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第26号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第26号は、同意すること

に決定になりました。

次に、同意第27号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第27号は、同意することに決定になりました。

次に、同意第28号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、同意第28号は、同意することに決定になりました。

暫時休憩します。

午後 3時06分 休憩

.....
午後 3時07分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第42、選挙第1号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について】

○議長（藤原幸雄） 日程第42、選挙第1号、潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選したいと思います。ご異議ありませんか。11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） 議長の指名推選に反対するものではありません。ただし、先般の4月9日に実施された市長選並びに市議会議員の補欠選挙において、選挙管理委員会が当然その責があると思うんですけども、あのような集計ミスがありまして非常に全国的にも報道されまして、潟上市の選管が有名になったといたしますか、大変であったと思って、候補者が当落がわからんというふうなことで大変な時間の経過したと。そういう過程において、このことについて今回4名の方が選挙管理委員に指名推選することなんですが、その辺のところについての責任の所在は、選挙管理委員会ではなくて選挙管理委員会の事務局にあるんだということで、これをおさめられるかどうか、その辺についての見解を求めたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ご質問にお答え致しますけども、確かに実際にどこに問題があったのかといいますと、選挙事務の中の集計する、各投票所において投票されたものを最終的に8時の段階で集計し、そこで投票者数を確実にこう確定させた上で開票に向かうことなのですが、その段階で確定に4人ですか、誤差が生じたまま開票に向かってしまったというのが実際のところのミスだと思っております。ということは職員事務のミスというふうに捉えておりますが、最終的には事務局職員というか事務局のミスというふうに捉えているところでございます。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田議員。

○11番（戸田俊樹） 事務局のミスということなのですが、これはミスはミスですからそれ以上も以下もないのかなと思っておりますが、顛末を考えますと、やはりこれについての当局の、選挙管理委員会は独立しているから市長部局ではないということのままに、何ら顛末がないままに審議されるのか、その辺の、既に退任されているのかどうか分かりませんが、前選挙管理委員長がどのような判断をされておるか、その辺の見解が事務局等にもっておれば一応お話を聞きたいなと思っております。

○議長（藤原幸雄） 児玉選挙管理委員会・監査委員事務局長。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（児玉正生） 11番戸田議員のご質問にお答え致します。

4月9日の選挙におきまして選挙管理委員会事務局と致しましてこのような事態になったことを、まずもってお詫び致します。

責任の所在ということでもありますけども、責任については確かに今総務部長が申し上げたとおり選挙管理委員会の事務局にあると思っております。また、それに対しまして、選挙管理委員会事務局に対しまして委員長の方からはお叱りを受けたところでございます。委員会としましてもそのことにつきましては非常に申し訳なく思っているところでありますので、何とぞこの辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定になりました。

ここで暫時休憩を致します。3時半まで休憩します。

午後 3時13分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴻上市選挙管理委員には、柏崎重嗣さん、菅原徳志さん、三浦一秋さん、三浦美咲さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を鴻上市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました4の方が鴻上市選挙管理委員に当選されました。

次に、鴻上市選挙管理委員補充員には、安田次男さん、南都武男さん、二田京子さん、伊藤昭光さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を鴻上市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認め、したがって、ただいま指名致しました4の方が鴻上市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定になりました。

【日程第43、選挙第2号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（藤原幸雄） 日程第43、選挙第2号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙についてを議題と致します。

選挙第2号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙については、欠員の1名を組合格約に基づき選出するものでございます。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名

推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定になりました。

さらにお諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定になりました。

欠員の男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に7番佐藤敏雄議員を指名します。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員選挙に当選されました。

ここで男鹿地区衛生処理一部事務組合議会の代表議員を選出するため、暫時休憩を致します。

午後 3時34分 休憩

.....
午後 3時39分 再開

○議長(藤原幸雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会の代表議員に16番大谷貞廣議員を選出しましたので、ご報告致します。

【日程第44、陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情について から 日程第46、陳情第5号 天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書】

○議長(藤原幸雄) 日程第44、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてから日程第46、陳情第5号、天王地区に市営スーパー建設を求める陳情書までを一括議題と致します。

陳情第3号から陳情第5号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。
所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号から陳情第5号まで、
陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定になりました。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これで散会します。

なお、6月15日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集ください。

本日は誠にご苦勞様でございました。

午後 3時41分 散会

